

認可外保育施設等をご利用の保護者の皆さまへ

認可外保育施設、一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリーサポートセンターを利用する、保育の必要性のある3歳児から5歳児のお子さまの利用料が無償になります。

※0～2歳児の住民税非課税世帯のお子さまの利用料も無償化の対象となります。

無償化の内容

1. 利用料

- ◆ 3歳児クラス（4月1日現在で満3歳を迎えている子ども）から5歳児クラスまでの子どもについては、**月額40,300円**まで利用料が無償化されます。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもについては、**月額45,700円**まで利用料が無償化されます。

2. 無償化の対象とならない費用

入園料、延長保育料、給食費、通園送迎費、行事費等は、これまで通り保護者負担となります。

3. 対象施設

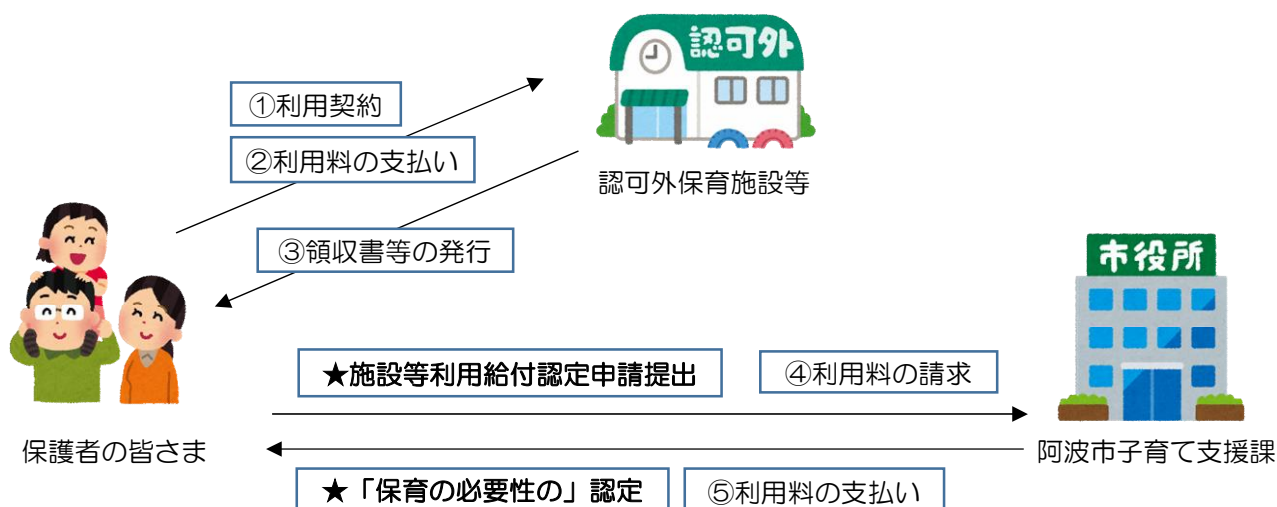
都道府県等に届け出をした認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

必要な手続き

無償化の対象となるためには、阿波市へ「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。「保育の必要性」に応じて認定区分を決定します。申請は、市役所（子育て支援課2番窓口）へお越しください。なお、申請書様式については、ホームページにも掲載しています。

※「保育の必要性」や認定申請に関する手続き、支払い方法等については『施設等利用給付認定の手続きについて』をご覧ください。

手続きの流れ（施設利用から利用料の支払いまで）



※利用料の無償化は、市から認定を受けてからの適用となります。（認定日前の利用料については無償化の対象にはなりません。）